

外国資金情報機関からの預貯金口座等凍結要請への対応について

〔 令和 6 年 2 月 6 日付け警察庁丁組一発第 51 号、
組織犯罪対策第一課長から庁内関係各課長及び各都道府県警察の長宛て 〕

（概要）

日本国内の金融機関の預貯金口座や暗号資産取引口座が外国で発生した犯罪に悪用され、外国 FIU から当該預貯金口座等の凍結等の措置の要請がなされた場合に、その業務を担当する警察庁が当該要請を都道府県警察に伝達し、その後の対応の検討を依頼する手続を定めたものである。